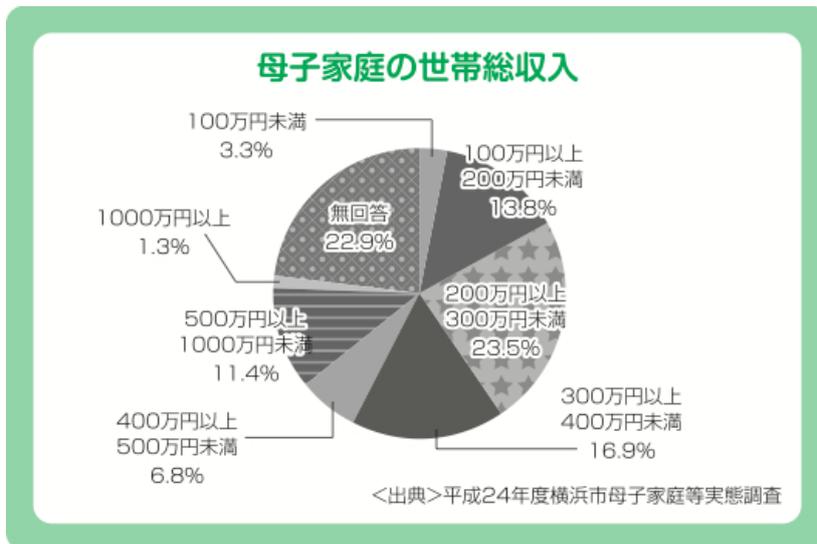


基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

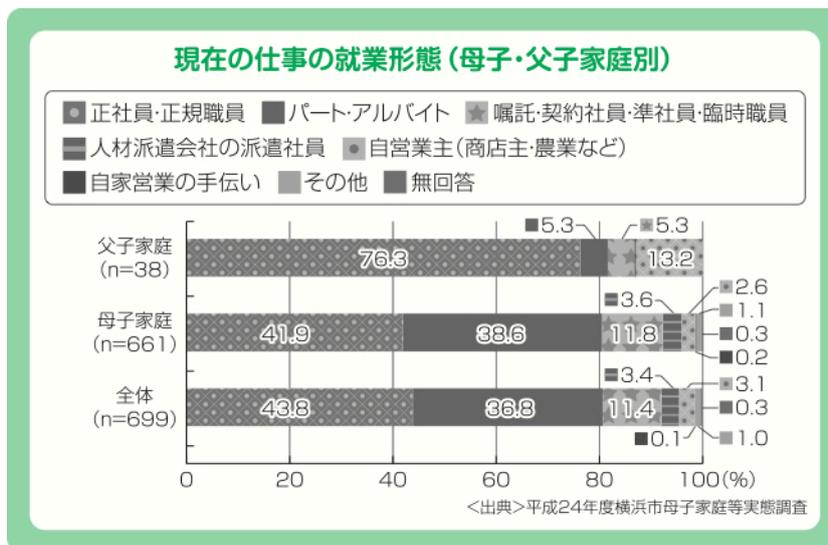
現状と課題

◆ひとり親家庭の生活状況

- 「平成 22 年国勢調査」による推計では、市内のひとり親家庭は 28,877 世帯、うち、母子家庭が 24,311 世帯、父子家庭が 4,566 世帯となっています。
- ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担っており、仕事と子育ての両立を図ることに苦勞しており、母子家庭の約 4 割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で 300 万円未満にとどまり、多くの人が「生活費が不足している」と考えています。



- 母子家庭の 84.7%、父子家庭の 90.5%が就労していますが、母子家庭では非正規での就労が 50%を超えており、就職してもパートや嘱託等の不安定な雇用条件で働いていることが多いことから、安定した収入を得るためには、自立に向けた就業支援が重要です。



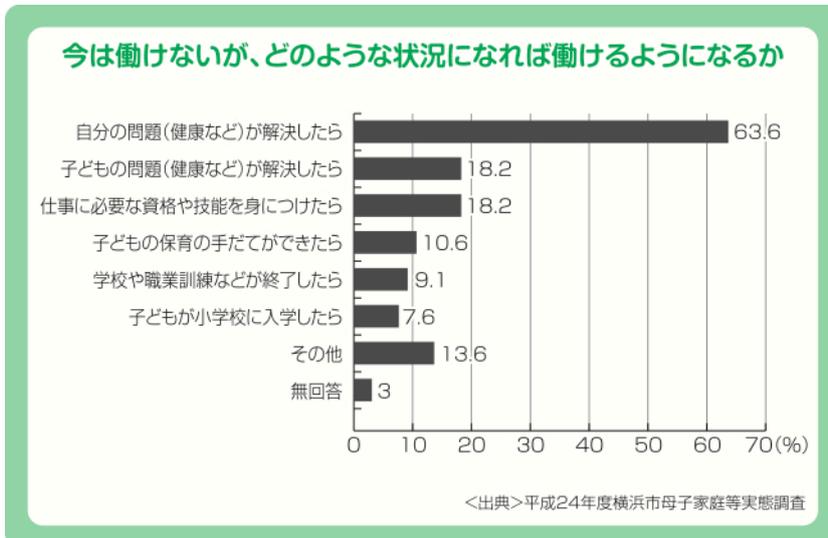
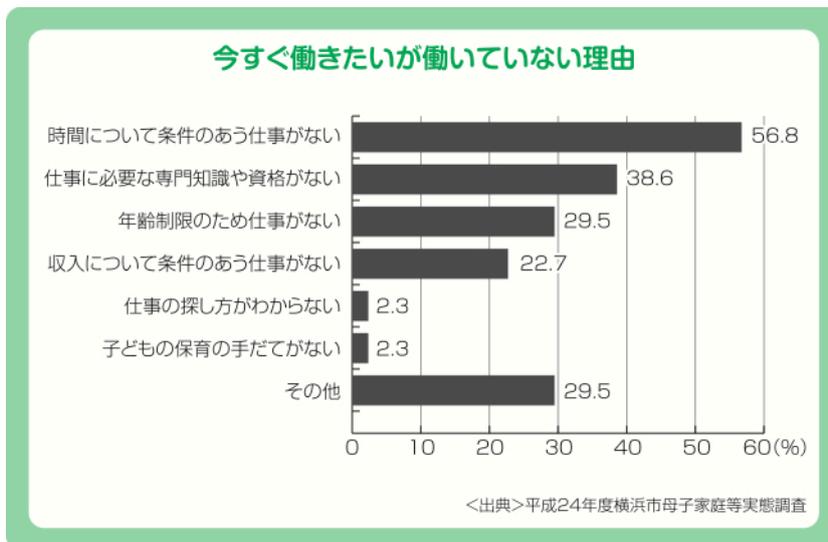
◆ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性

○ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就くことで家庭の生計維持ができ、子どもが心身共に健やかに成長することが望まれます。一方、ひとり親家庭が置かれている状況は、就業形態のほか、子どもの年齢、疾病・障害、親の健康状態等によって様々な課題があり、こうした就業以前の課題にも対応していく必要があります。

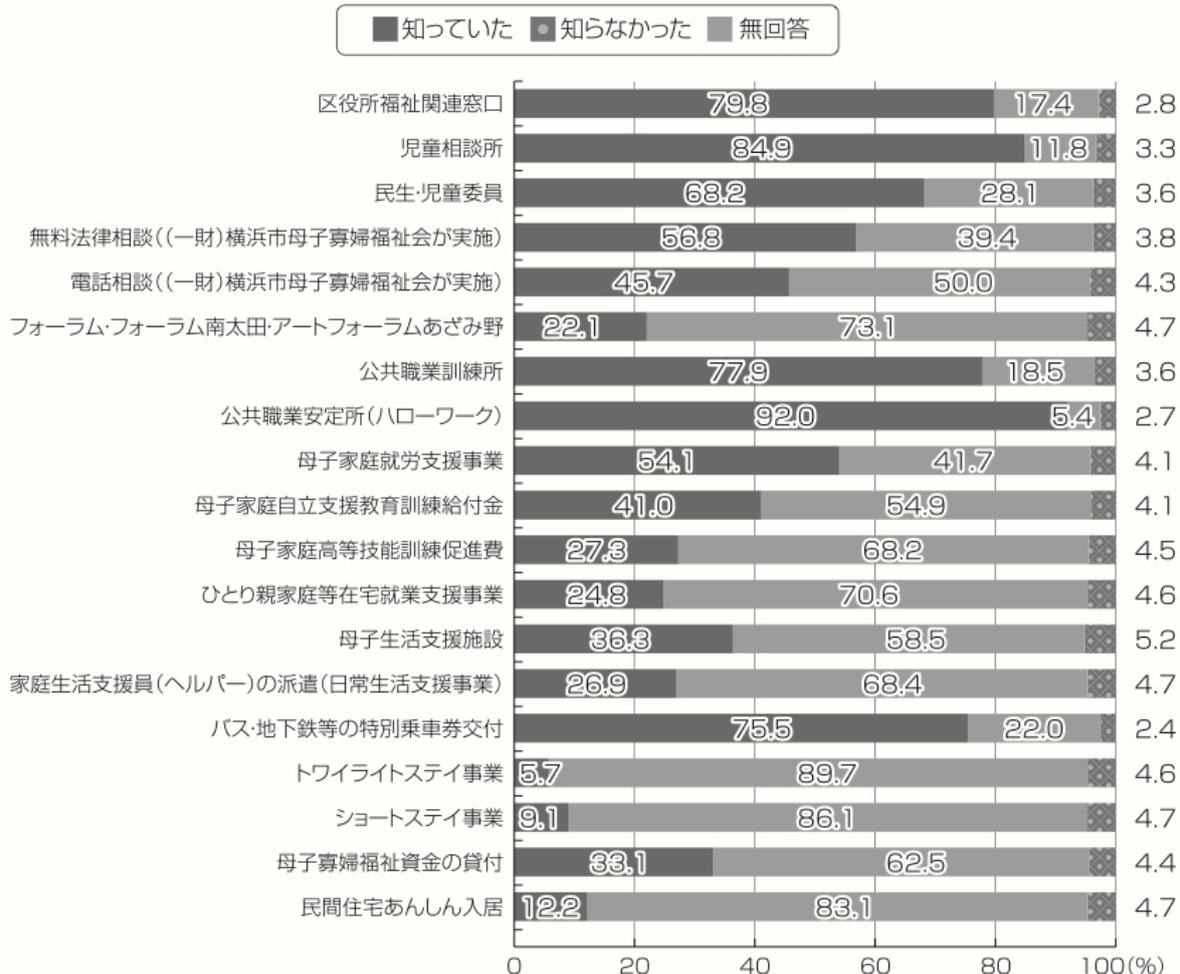
○就業意欲について、「今すぐ働きたいが働いていない理由」は、「時間について条件のあう仕事がない」(56.8%)、「仕事に必要な専門知識や資格がない」(38.6%)の割合が高くなっています。また、「今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか」との質問には、「自分の問題(健康など)が解決したら」(63.6%)、「子どもの問題(健康など)が解決したら」(18.2%)、「仕事に必要な技能や資格を身につけたら」(18.2%)の割合が高くなっており、就業条件や資格の有無だけでなく、親や子の健康状態などに起因する課題もあります。

○一方、福祉制度の認知状況として、区役所や児童相談所などの相談窓口の認知度は高いものの、就労支援事業など各種制度の認知が低い状況であり、ひとり親に対する情報提供のあり方も課題になっています。

○このため、生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援も含めた総合的な自立支援を推進する必要があり、支援制度に関する効果的な情報提供や相談しやすい窓口の設置により、個々の家庭の状況に応じた適切な機関へつなぐ取組などが求められています。



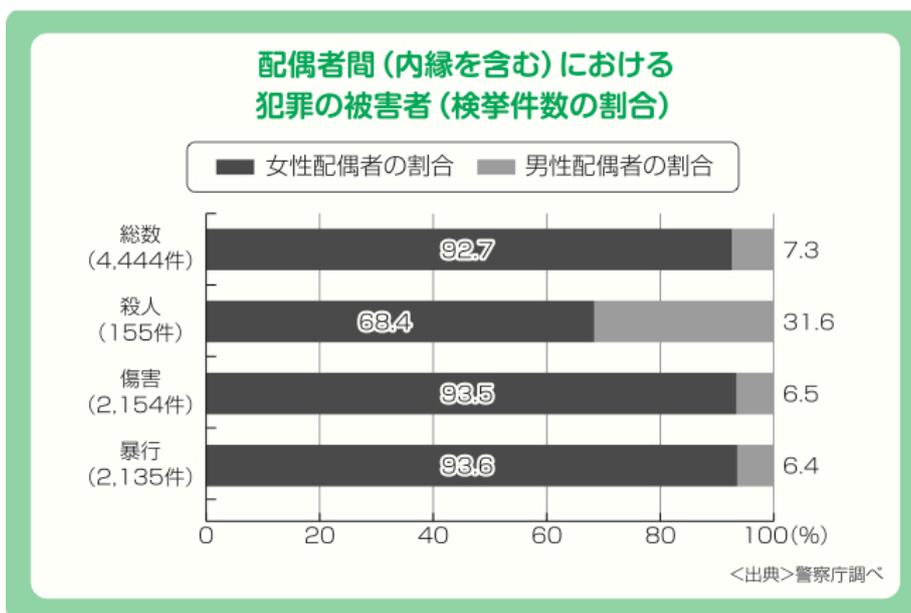
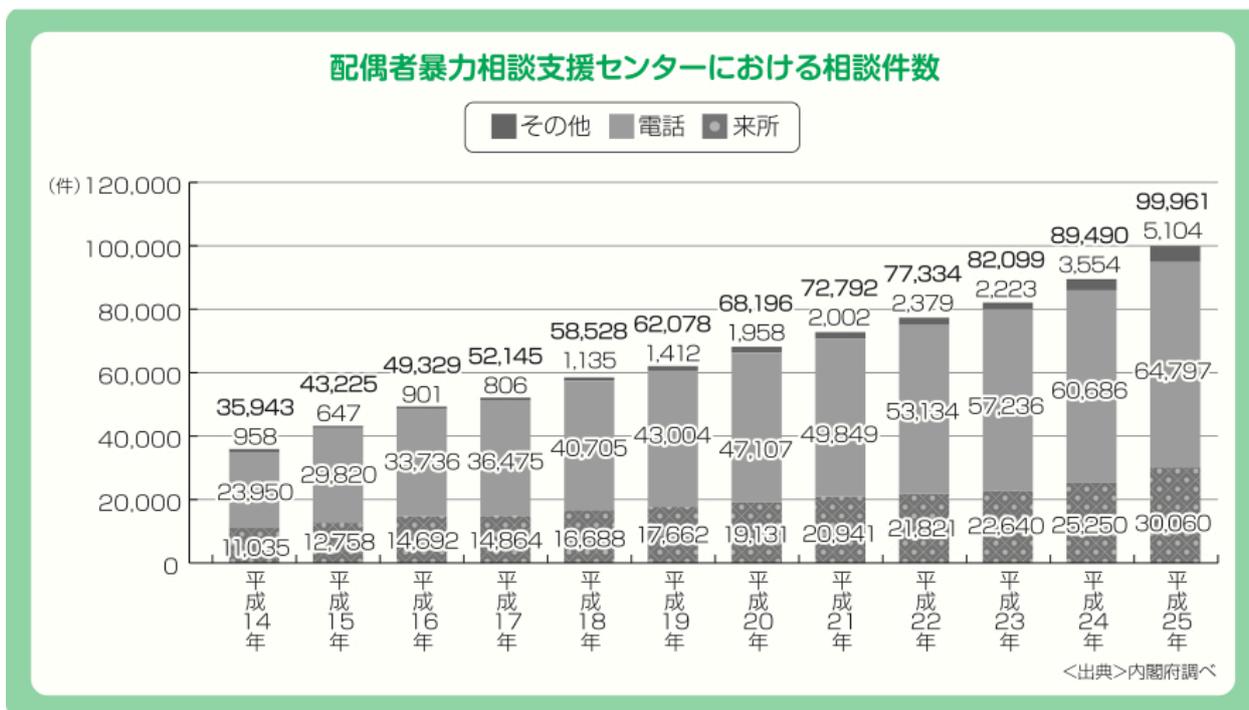
各種制度・サービスに対する認知状況



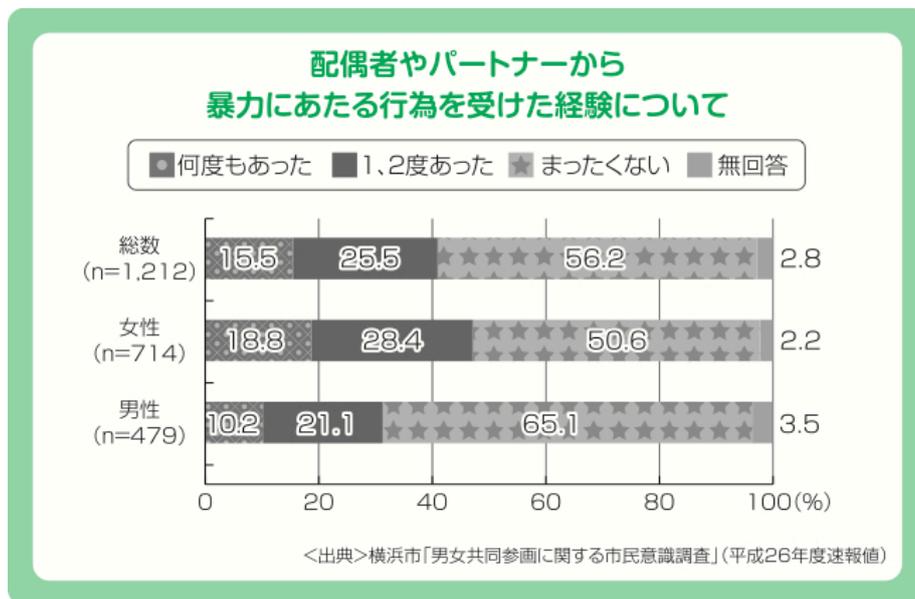
<出典>平成24年度横浜市母子家庭等実態調査

◆配偶者等からの暴力（DV）の被害状況

- 配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）とは、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、精神的暴力（人格を否定するような暴言、交友関係の制限、携帯電話のチェックや監視、脅迫など）、性的暴力（性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりポルノを見せるなど）、経済的暴力（生活費をもらえない、無断で借金を重ね責任をとらされるなど）をいいます。
- 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数は増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです（平成24年度）。



○横浜市DV相談支援センターにおけるDVに関する専用電話の相談者の多くが女性となっています。



- DVがある家庭の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為に当たる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的なケアが必要です。
- DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、配偶者暴力相談支援センター（本市では、横浜市DV相談支援センター）や関係機関が連携し、総合的に支援をすることが必要です。
- 深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められています。

施策の目標・方向性

1 ひとり親家庭への総合的な自立支援を行います。

○ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

2 DV被害の防止に向けて、相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、啓発等に取り組みます。

- DV被害の防止に向けて、横浜市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進や、効果的な広報・啓発等に取り組みます。
- 加害者更生プログラムを実施している民間団体への運営費補助を通じて、DV加害者が更生するための支援を行います。
- 暴力の根絶に向けて、若い世代からの啓発を強化し、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

3 DV被害者等の相談・支援及び自立支援を行います。

○横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

4 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、母子生活支援施設において居住場所を提供します。

○DVからの緊急避難が必要な母子を保護する母子生活支援施設や、緊急一時保護受入先（シェルター）等の受入体制を確保し、将来の安定した生活に向けた相談や生活訓練などの支援に取り組みます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
ひとり親家庭の就労者数	314人 (25年度)	1,900人 (6か年累計)
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	4,627人 (25年度)	5,300人

主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）に就労支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。

また、生活、仕事、子育て、法律などの総合相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、分かりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①ひとり親家庭の就労者数	①314人	①1,900人(26年度から6か年累計)
②ひとり親家庭自立支援事業利用者数	②4,627人 (25年度)	②5,300人

○ヘルパーの派遣事業

病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員等のヘルパーの派遣を行います。

- ・家庭生活支援員事業：一時的に家事・育児等に困ったときのひとり親の方が利用できます。

【25年度実績】延べ利用者数：530人

- ・育児支援家庭訪問事業：区が育児不安等により関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。（詳細は基本施策⑤に記載しています。）

- ・養育支援家庭訪問事業：児童相談所が関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。

（詳細は基本施策⑧に記載しています。）

○保育所への優先入所

未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

○市営住宅入居時の優遇

20歳未満の子がいる母子・父子世帯やDV被害者、中学校卒業程度までの子がいる子育て世帯について、市営住宅申込時の当選率を一般の3倍に優遇します。子育て世帯は、申込資格の収入基準も、一般より緩和しています。

DV被害者については、単身・旧姓での申込みや住民票の異動等の配慮をしています。

○民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社を利用した家賃等の債務保証と、協力不動産店による物件紹介の入居支援を行い、民間賃貸住宅へ入居しやすくします。

○母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。

また、母子生活支援施設の利用者が、施設退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

【25年度実績】利用延べ世帯数 197世帯

○母子・父子家庭自立支援給付金事業

<自立支援教育訓練給付金>

適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合、受講料の2割（上限10万円）を支給します。【25年度実績】支給者数：26人

<高等技能訓練促進費>

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間（上限2年）の生活費を支給します。また、修了時に入学支援修了一時金を支給します。【25年度実績】支給数：151人

○児童扶養手当・児童手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。

【25年度実績】児童扶養手当受給者数：21,078人、児童手当受給者数：307,405人

○ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の養育者とその者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。

【25年度実績】対象者数：44,146人、受診件数：628,890件

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利で貸し付けます。【25年度実績】貸付件数：795件

○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

○女性相談保護事業

「売春防止法」及び「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」に基づき、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

また、こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、市民局が所管する男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」を運営します。

さらに、組織的対応の強化、研修等の人材育成、相談員の増員による体制強化等に取り組み、増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するとともに、被害者支援の観点に立った加害者対策に取り組みます。

【25年度実績】横浜市DV相談支援センター専用電話：1,831件

区福祉保健センター来所相談件数：1,759件

○女性緊急一時保護施設補助事業

本市における女性緊急一時保護の受入先（シェルター）の確保及び女性相談保護事業の安定を図るため、シェルターを運営する市内民間団体に対して運営費の補助を行い、DV被害者等が地域で自立した生活ができるよう、支援職員の配置等を支援します。

【25年度実績】実施施設数：5か所

○母子生活支援施設緊急一時保護事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

DVからの避難や経済的困窮等から、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に入所させ、直面する身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談、支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用世帯数	62世帯 (25年度)	82世帯

○加害者更生プログラムの実施に向けた支援

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、運営費の一部を補助することで、DV加害者更生のための支援を行います。

【25年度実績】実施施設：1か所

○DVに対する正しい理解の普及啓発、相談窓口の周知

DV被害者が、DVの行為を受けていることや、DVが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、理解・普及啓発の充実を図ります。また、DV被害者が、相談や公的支援につながるよう、様々な広報媒体を活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

【25年度実績】

- ・横浜マリントワー、横浜市開港記念会館のライトアップ
- ・相談窓口の周知（チラシ等配布約3,100か所、直接送付約22万人、広報よこはま人権特集 ページへの掲載、地下鉄ドア上部電光掲示板等） など

○若者向けデートDV予防啓発

将来におけるDVの発生を未然に防ぐため、中学生・高校生をはじめとする若者向けデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を実施します。

【25年度実績】デートDV防止講座（教育関係者向け講座含む）

実施回数：24回、延べ受講人数：4,668人